



三重県公報

令和5年1月24日 (火)

第 381 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|--------------------|--|------------------|-----|
| 人 事 委 規 則 | | | |
| | 三重県人事委員会規則12-11（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を改正する規則 | （人 事 委 員 会） | 2 |
| 告 示 | | | |
| 29 | 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 | （ 治 山 林 道 課 ） | 3 |
| 30 | 同件 | （ 同 ） | 3 |
| 31 | 同件 | （ 同 ） | 4 |
| 32 | 同件 | （ 同 ） | 4 |
| 33 | 同件 | （ 同 ） | 4 |
| 34 | 同件 | （ 同 ） | 5 |
| 35 | 特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨 | （ 水 産 振 興 課 ） | 5 |
| 36 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 | （中小企業・サービス産業振興課） | 5 |
| 37 | 同件 | （ 同 ） | 6 |
| 公 告 | | | |
| | 公共測量が終了した旨の通知 | （ 公 共 用 地 課 ） | 7 |
| 特 定 調 達 公 告 | | | |
| | 一般競争入札を行う旨 | （ 広 聴 広 報 課 ） | 7 |
| 正 誤 | | | |
| | 令和4年6月3日付け三重県公報第316号 | （ 防 災 砂 防 課 ） | 11 |

人事委規則

三重県人事委員会規則二二一一一（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年一月二十四日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則職員二二一一一（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二二一一一（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details amendments to the 'Personnel Commission Rules' regarding non-regular employees and childcare leave. Key changes include the addition of 'non-regular employees' to the definition of 'employees' and the extension of the childcare leave period from 1 year to 1 year and 6 months.

附 則

三重県知事 一見勝之

告 示

三重県告示第 29 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
津市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 30 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 31 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
津市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 32 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 33 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 34 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 35 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 5 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 区 域 | 区 分 |
|------------------------------|--|
| 引本区域 （三重外湾漁業協同組合のうち引本の地区） | いわし定置漁業及びその他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業をいう。） |

三重県告示第 36 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン Cブロック
津市久居明神町字風早 2488-1 ほか 38 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|-----------|-----------------------|--------|
| 株式会社スギ薬局 | 愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4 | 杉浦 克典 |
| 株式会社マスタ | 松阪市湊町 117 番地の 1 | 世古 俊子 |
| コネクシオ株式会社 | 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 1 号 | 直田 宏 |

（変更後）

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|----------------|---------------------|--------|
| 株式会社スギホールディングス | 愛知県大府市横根町新江 62 番地 1 | 杉浦 克典 |
| 株式会社マスタ | 松阪市湊町 117 番地の 1 | 世古 俊子 |
| コネクシオ株式会社 | 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 1 号 | 直田 宏 |

3 変更年月日

令和 4 年 12 月 1 日

4 変更理由

小売業者に変更が生じたため

5 届出の日

令和 5 年 1 月 5 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 1 月 24 日から同年 5 月 24 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 37 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン Cブロック

津市久居明神町字風早 2488-1 ほか 38 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前)

1,433 m²

(変更後)

1,700 m²

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 名 称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------------|---------|---------|
| 株式会社スギホールディングスほか | 午前 10 時 | 午後 10 時 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------------|--------|---------|
| 株式会社スギホールディングスほか | 午前 9 時 | 午後 10 時 |

3 変更年月日

2(1) 令和 5 年 9 月 6 日

2(2) 令和 5 年 2 月 20 日

4 変更理由

小売店舗の増床及び営業時間の変更のため。

5 届出の日

令和 5 年 1 月 5 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 1 月 24 日から同年 5 月 24 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 12 月 7 日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）

2 作業地域

伊勢市大湊町

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 5 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
令和5年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」新聞折込業務委託（単価契約）
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和6年3月31日（日）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
知事が別に指定する場所とします。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
エ 連絡調整の担当者を2名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制を整備できる者であること。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年2月20日（月）11時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。（※(2)、(3)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書を提出してください。）
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (4) 連絡調整の担当者を2名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制が整備されていることを示す体制図（様式任意）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班 担当 加藤
電話 059-224-2009 ファクシミリ 059-224-2069

- (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県戦略企画部広聴広報課企画・広報班 担当 伊藤 (英)
電話 059-224-2788 ファクシミリ 059-224-2032
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法
本公告日から令和5年3月8日(水)まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年3月2日(木)17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年3月2日(木)17時までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年3月8日(水)15時30分まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留で郵送してください。
提出締切日時 令和5年3月8日(水)15時30分
なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
- 送付先
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班
案件名 令和5年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」
新聞折込業務委託(単価契約)
- (7) 開札の日時及び場所
日時 令和5年3月8日(水)16時
場所 三重県津市広明町 13 番地
三重県戦略企画部戦略企画総務課
- (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載
入札者は、入札内訳書(添付要)の合計金額を入札書に記載するものとし、入札内訳書に記載する単価は、消費税及び地方消費税抜きの額(免税事業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)を記載するものとし、
なお、本契約は単価契約であり、入札内訳書に記載された1部あたりの単価を契約金額として契約書に表示します。(免税事業者にあつては、入札内訳書に記載された1部あたりの単価の100分の110に相当する額(円未満小数点以下第3位までとし、第4位以下切り捨て)とします。)
- イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- ウ 契約保証金
契約保証金は、入札価格に100分の110を乗じた額(円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額)の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。))のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計

画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、入札価格に 100 分の 110 を乗じた額 (円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額) の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときに除き、更生 (再生) 手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続 (平成 26 年三重県告示第 292 号) に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会 (連絡先: 出納局出納総務課 (三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話 059-224-2771) に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書 (仕様書) によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Distribution of the "Mie Prefectural Assembly News and Mie Prefectural Government News" with Newspaper

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:30 P.M. on Wednesday, March 8, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:30 P.M. on Wednesday, March 8, 2023.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 4:00 P.M. on Wednesday, March 8, 2023.

(4) Managing Authority:

Public Relations Division, Department of Strategic Planning, Mie Prefecture.

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2788

正 誤

令和4年6月3日付け三重県公報第316号に登載しました、急傾斜地崩壊危険区域を指定する告示中
ページ 行

6 20から33まで

誤

南牟婁郡御浜町大字引作字引嶋 261 の一部、261-1 の一部、266-2 の一部、268 の一部、字中道 269 の一部、字向井 420-1 の一部、420-2 の一部、421 の全部、424-1 の全部、424-2 の一部、425 の一部、427 の一部、429 の一部、439 の一部、440 の一部、440-2 の一部、441 の一部、446 の一部、446-1 の一部、447 の全部、447-1 の全部、447-2 の全部、448 の全部、448-1 の一部、449 の全部、449-1 の全部、450 の全部、451 の一部、453 の一部、456 の一部、457 の一部、457-1 の一部、458 の一部、459 の一部、460 の一部、461 の全部、462 の一部、463 の一部、465 の一部、467-1 の一部、469 の一部、470 の一部、471-1 の一部、472 の全部、473 の一部、474 の全部、475 の全部、476 の全部、477-2 の一部、477-3 の一部、478 の一部、479 の全部、480 の全部、481 の一部、482-2 の一部、482-4 の一部、483 の全部、484-1 の一部、484-2 の一部、485-1 の一部、485-2 の一部、485-3 の一部、486-1 の一部、486-2 の一部、487 の全部、488 の一部、490-1 の一部、490-2 の一部、490-3 の一部、495-1 の一部、495-2 の一部、495-3 の一部、495-4 の一部、496-1 の一部、496-2 の全部、497 の全部、498 の一部、498-1 の一部、498-2 の一部、499 の一部、501-1 の一部、501-2 の一部、502 の一部、504 の一部の土地並びに大字柿原字中山 1275 の一部、1276-3 の一部、1304 の一部、1304-1 の一部、1304-2 の一部、1304-3 の一部、1304-4 の一部、1304-5 の一部、1304-6 の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

正

南牟婁郡御浜町大字引作字引嶋 261 の一部、261-1 の一部、265-1 の一部、266-2 の一部及び 268 の一部の土地、字中道 269 の一部の土地、字向井 420-1 の一部、420-2 の一部、421 の全部、422 の全部、423 の全部、424-1 の全部、424-2 の一部、425 の一部、427 の一部、429 の一部、439 の一部、440 の一部、440-2 の一部、441 の一部、446 の一部、446-1 の一部、447 の全部、447-1 の全部、447-2 の全部、448 の全部、448-1 の全部、449 の全部、449-1 の一部、450 の一部、451 の一部、453 の一部、456 の一部、457 の一部、457-1 の全部、458 の一部、459 の一部、460 の一部、461 の全部、462 の一部、463 の一部、465 の一部、467-1 の一部、469 の一部、470 の一部、471-1 の一部、472 の一部、473 の一部、474 の一部、475 の全部、476 の全部、477-2 の一部、477-3 の一部、478 の一部、479 の全部、480 の全部、481 の全部、482-2 の一部、482-4 の一部、483 の全部、484-1 の一部、484-2 の一部、485-1 の全部、485-2 の一部、485-3 の全部、486-1 の一部、486-2 の一部、487 の全部、488 の一部、490-1 の一部、490-2 の一部及び 490-3 の一部の土地、字久保山 493 の一部、494 の一部、495 の一部、495-1 の全部、495-2 の全部、495-3 の一部、495-4 の一部、496-1 の一部、496-2 の全部、497 の全部、498 の一部、498-1 の一部、498-2 の全部、499 の一部、501-1 の一部、501-2 の一部、502 の一部、504 の一部及び 525-1 の一部の土地並びに大字柿原字中山 1275 の一部、1276-3 の一部、1304 の一部、1304-1 の一部、1304-2 の一部、1304-3 の一部、1304-5 の一部及び 1304-6 の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
